芦屋市「おくやみハンドブック」協働発行業務に係る

公募型提案依頼書

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

芦屋市「おくやみハンドブック」協働発行業務
提案方式実施要領

1　提案依頼の概要

(1)　件名

本提案依頼書による業務の名称は、「芦屋市「おくやみハンドブック」協働発行業務」（以下、「本業務」という。）とする。

(2)　本業務の目的及び依頼内容

遺族等の各種手続きをわかりやすくまとめた案内や、それらに関連する民間事業者の広告を掲載した冊子「おくやみハンドブック」を、民間事業者と芦屋市が協働で制作することにより、遺族等の負担を軽減させることを目的とする。

(3)　実施形式

提案内容を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4)　公募型提案方式とした理由

本業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を事業者と協働で実施すべく、指定した内容の条件を満たしたより良い提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

(5)　業務期間

協定締結日から令和10年3月31日まで

(6)　予定金額

本業務におけるデザイン、レイアウト、編集、印刷、製本、納品に係るすべての費用は、事業者が募集する広告収入をもって全額負担するものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。なお、予定金額がこの範囲を超える場合は失格とする。

2　提案手続

(1)　スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2)　参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市企画部市長公室DX行革推進課へ提出すること。

(3)　質問受付及び回答

質問受付期限までに、DX行革推進課代表メール（management@city.ashiya.lg.jp）宛に、別紙 「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、ホームページに掲載する。

(4)　企画提案書等の提出

企画提案書等は、「企画提案書提出期限」までに「２(5)　提出先」へ提出すること。なお、データ容量の関係でメールでの提出が困難な場合は、印刷物の郵送又は持参でも構わない。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5)　提出先

芦屋市企画部市長公室DX行革推進課

E-mail：management@city.ashiya.lg.jp

(6)　問合せ先

芦屋市企画部市長公室DX行革推進課

担当：石田・鈴木

TEL：0797－38－2172

FAX：0797－31－4841

E-mail：management@city.ashiya.lg.jp

(7)　最終結果通知

最終結果については、先に全ての提案者に電子メール又はＦＡＸにより送付する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに１ヶ月間、審査結果を公表する。

３　評価方法

(1)　評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、１次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務に係る価格については、「１(6)　予定金額」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段　階	種　別	対　象	評　価　者	概　　　要
参加資格確認	・書類審査	参加申請書提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
１次評価	・企業評価 ・提案内容評価 （書類審査）	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書に対する回答に基づき評価する。

(2)　配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

①　１次評価の点数により、総合点で事業者を決定する。

②　配点は、企業評価１割（１５点）、提案内容評価９割（１３５点）とする。

(3)　参加資格確認

①　対象

参加意思表明書提出者

②　確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認します。

(4)　事前審査

①　対象

企画提案書等提出者

②　評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5)　１次評価

①　対象

事前審査通過者

②　評価方法

企画提案書等について書類審査を行う。

(6)　失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留

意すること。

①　「企画提案書提出期限」に遅れた場合

②　提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

③　当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

④　「提案依頼交付開始日」から協定締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

⑤　別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、１項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の６０％未満である場合

４　その他

(1)　留意事項

①　提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。

②　提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。

③　最優秀提案者を本業務の協定交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、協定内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で協定締結に至らなかった場合は、次順位の者を協定交渉の相手方とできる。

(2)　企画提案書等の取扱い

①　企画提案書等は、本提案方式の手続における協定の相手方の候補者選定業務以外の目的では使用しない。

②　企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成１４年芦屋市条例第１５号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要な場合は、その内容を無償で使用及び公表することができるものとする。

③　企画提案書等は、本提案方式による選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

④　協定の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は協定の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

以　上

芦屋市「おくやみハンドブック」協働発行業務

提案方式スケジュール

手　　続	日　　時
(1)　公表	令和７年８月１８日（月）
(2)　質問受付期間	令和７年８月１８日（月）から 令和７年８月２２日（金）１７時まで
(3)　質問回答期限	令和７年８月２７日（水）１７時まで
(4)　参加意思表明書提出期限	令和７年９月１日（月）１７時まで
(5)　参加資格の有無の通知	令和７年９月４日（木）１３時以降
(6)　企画提案書・見積書提出期間	令和７年９月４日（木）から 令和７年９月１２日（金）１７時まで
(7)　１次評価	令和７年９月１９日（金）１３時以降
(8)　最終結果通知	令和７年９月２６日（金）１３時以降
(9)　協定締結予定日	令和７年１０月３日（金）

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	自己資本比率	自己資本比率 【貸借対照表（写）】	25％以上	1
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証（写）】	5 千万円以上	1
		業務実績	過去５年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	1
		品質マネジメント	ISO9001 の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	1
		環境マネジメント	ISO14001 の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	1
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001 の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】	取得	1
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【所在地が明記された各事業者の概要】	芦屋市内	2
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績（過去５年間に限る） 【契約書（写）】	あり	1
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書（写）】	導入	1
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書（写）】	あり	1

		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業，子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入【各事業者の制度概要（写）】	あり	1
		女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1
		子育てサポートの取組	くるみん認定の取得【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1
		若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得【基準適合事業主認定通知書（写）】	取得	1
		小　　計			15
提案内容評価	提案内容	提案全般	本業務の目的・条件・内容をよく理解しているか		10
		実施体制	円滑な作成・納品が可能となる人員と組織体制が整っているか		5
		役割分担	本業務の実施にあたり、本市と提案事業者の役割分担が明確になっているか		5
		スケジュール	業務実施手続きを示す業務・実施フロー又は工程表等は無理なく実現可能か	実施フロー又は工程表等の的確性	10
			掲載内容の本市との調整や校正及び編集等、作業に係る日数は妥当か	校正日数の妥当性	10
	構成・デザイン	全体構成	本市が目的としている「遺族等の負担を軽減させること」を十分に満たしている内容か		25
		ページ構成	手続きの方法や相談窓口等の情報が見やすく、わかりやすいデザインになっているか		25
			本市における手続だけではなく、相続に関する手続き等、遺族に必要な情報が掲載可能か		25

	その他	情報の発展	現在本市で発行している「おくやみハンドブック」の情報に加え、遺族等の負担軽減になるような独自の提案等が可能か		15
		資料調達力	資料等がわかりやすいか、誤字脱字が少ないか	資料の正確性	5
小　　計					135
総　　計					150

公募型提案方式参加資格条件

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。

(2)　過去５年以内（令和2 年 4 月 1 日以降）に本業務と同様の業務を実施し、おくやみハンドブック（またはそれに類似するもの）を地方自治体と協働発行した実績を有していること。

(3)　令和６・７年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。また、有しない場合は、法人税（個人企業にあっては所得税）及び消費税、地方消費税及び本市の市税（芦屋市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方消費税第１５条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第４６条に基づき納税の猶予を受けている者を除く）でないこと。

(4)　現に、又は協定締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和６１年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5)　芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。

(6)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。